

大学改革を巡る昨今の動向について（大学教育部会関係）

目次

1. 教育再生実行会議について
2. 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換について」（答申）（平成 24 年 8 月）
3. 「短期大学の今後の在り方について」（平成 26 年 8 月中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ審議まとめ概要）
4. 「大学のガバナンス改革の推進について」（平成 26 年 2 月大学分科会審議まとめ）
5. 大学のガバナンス推進のための学校教育法等の改正 ※学校教育法改正概要紙
6. ジョイント・ディグリーについて
7. 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（答申）（平成 26 年 12 月）
8. 高大接続改革実行プラン（概要）
9. 「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（答申）（平成 26 年 12 月）
10. 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」（平成 27 年 3 月実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議審議まとめ）

教育再生実行会議について

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進。

2. 構成

会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成

【教育再生実行会議 有識者】 ◎:座長 ○副座長

漆紫穂子(品川女子学院校長)

尾崎正直(高知県知事)

加戸守行(前愛媛県知事)

◎鎌田 薫(早稲田大学総長)

河野達信(全日本教職員連盟委員長)

鈴木高弘(専修大学附属高等学校校長)

武田美保(スポーツ/教育コメンテーター)

向井千秋(宇宙航空研究開発機構特任参与、日本学術会議副会長)

山内昌之(東京大学名誉教授、明治大学特任教授)

大竹美喜(アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)創業者・最高顧問)

貝ノ瀬滋(三鷹市教育委員会委員長)

蒲島郁夫(熊本県知事)

川合眞紀(東京大学教授、理化学研究所理事)

佐々木喜一(成基コミュニティグループ代表)

曾野綾子(作家)(注)

○佃 和夫(三菱重工業株式会社代表取締役会長)

八木秀次(高崎経済大学教授)

(注)第四次提言(平成25年10月31日)まで。

3. 審議状況

いじめ問題への対応 ⇒「いじめの問題等への対応について」(第一次提言)(平成25年2月26日)

教育委員会の抜本的な見直し ⇒「教育委員会制度等の在り方について」(第二次提言)(平成25年4月15日)

大学の在り方、グローバル人材育成について ⇒「これからの大学教育等の在り方について」(第三次提言)

(平成25年5月28日)

高大接続・大学入試について ⇒「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」

(第四次提言)(平成25年10月31日)

学制について ⇒「今後の学制等の在り方について」(第五次提言)(平成26年7月3日)

学び直しについて ⇒「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

(第六次提言)(平成27年3月4日)

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実!
・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に!

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10~20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、能動的な活動を取り入れた授業や学習方法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

基盤

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について

～教育再生実行会議第四次提言のポイント～（平成25年10月31日）

- グローバル化の急速な進展 → 主体性と創造性、豊かな人間性のある多様な人材が必要
- 少子・高齢化、生産年齢人口減少 → イノベーション活性化、人材の質の飛躍的向上

- 義務教育の基礎の上に、高校、大学の段階で伸ばす力
 - ・夢を志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感
 - ・幅広い教養、日本人のアイデンティティ、コミュニケーション力、課題発見・解決力 など

- 高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入学者選抜を一体的に改革
- 関係者の意見にも留意し、丁寧かつ着実に取り組む（高校生に不安を与えないよう周知期間をおいて見直し）

1. 高校教育の質の向上

- 共通に身に付ける目標を明確化し、基礎的能力を確実に育成。能動的に学び自己を確立できるよう、キャリア教育を充実。学校の特色化を推進。
- 基礎的・共通的な学習達成度を把握し、指導改善に活かすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル））を創設。複数回実施を検討。できるだけ多くの生徒が受験し学習改善につなげる。具体的な実施方法等は中教審等で検討。

2. 大学の人材育成機能の強化

- 大学は、これまでの延長上ではなく将来を見据え、教育機能を強化するための大胆な改革を実施。教育課程の点検・改善、厳格な成績評価・卒業認定の実施など質保証を徹底。教育の質的転換と可視化。

3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- 大学教育に必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル））を導入。各大学の判断で利用可能。複数回実施を検討。結果はレベルに応じ段階別に表示。入学者選抜で基礎資格としての利用を促進。達成度テスト（基礎レベル）と一体的に運営。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
- 各大学は、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する選抜に転換。養成する人材像を明確化し、教育を再構築、アドミッションポリシーを具体化。学力の判定は達成度テスト（発展レベル）を活用し、教科・科目等の弾力的活用を促進。面接、論文、活動歴等の丁寧な評価で選抜。推薦・AO入試での達成度テスト（基礎レベル）の活用を促進。改革を行う大学を国が積極支援。改革の成果を検証し継続的に改善。

今後の学制等の在り方について（第五次提言）（構成）

（平成26年7月3日教育再生実行会議）

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

今後の学制等の在り方について（第五次提言）（高等教育関係抜粋）

（平成26年7月3日教育再生実行会議）

1. (3)実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

（職業教育の充実、強化）

○ 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携高等学校専攻科の活用を推進する。

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する

（高等教育機関における編入学等の柔軟化）

○ 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

○ 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくする。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。

○ 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)の概要

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

将来の予測が困難な時代

- ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

大学改革に対する期待の高まり

- ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を越え、我が国の高等教育は新段階。
- ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は、
・新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進
により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

2. 検討の基本的な視点

多くの関係者との双方向の意見交換
や客観的データの重視の視点

初等中等教育から高等教育にかけて
能力をいかに育むかという視点

迅速な改革の必要性

3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

我が国の目指すべき社会像

- ◆優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会
⇒「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

成熟社会において求められる能力

- ◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と権想力
- ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。

4. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆学生の学修時間が短い(学期中1日当たり4.6時間)。
- ◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
- ◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
- ◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

- ◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。
・教育課程の体系化(授業科目の整理・統合を含む) ・組織的な教育の実施 ・授業計画(シラバス)の充実 ・全学的な教学マネジメントの確立
- ◆教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

7. 質的転換に向けた更なる課題

- ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
- ② 学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
- ④ 社会と大学の接続の改善の必要性(就職活動の早期化・長期化の是正等)

これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

8. 今後の具体的な改革方策

速やかに取り組む事項

大学

- 大学の学位授与方針(育成する能力の明示)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、体系的な教育課程(P) ⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D) ⇒ アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価(C) ⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善(A) という改革サイクルを確立。
- 学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。

大学支援組織

(大学団体、評価機関、日本学術会議等)

- ◆ファカルティ・デベロップメント(教員の研修、FD)や教育課程の専門家の養成。
- ◆「大学ポートレート(仮称)」による大学情報の積極的発信の促進。
- ◆アセスメント・テストや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発。
- ◆教育課程の参照基準(日本学術会議、経営学、言語・文学、法学が先行)等の積極的な活用。
- ◆大学評価の改善(学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等)。

文部科学省等

- ◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。
- ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化。
- ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
- ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財措置の充実や税制改正。
- ◆学生との直接的な議論や熟議の継続。

地域社会・企業等

- ◆インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的な活用。
- ◆就職活動の早期化・長期化の是正。

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

速やかに審議を開始する事項

- ◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。
- ◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。
- ◆短期大学士課程の在り方について検討。
- ◇それぞれ1年を目途に大きな方向性を整理。

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要

【我が国の短期大学の特長】

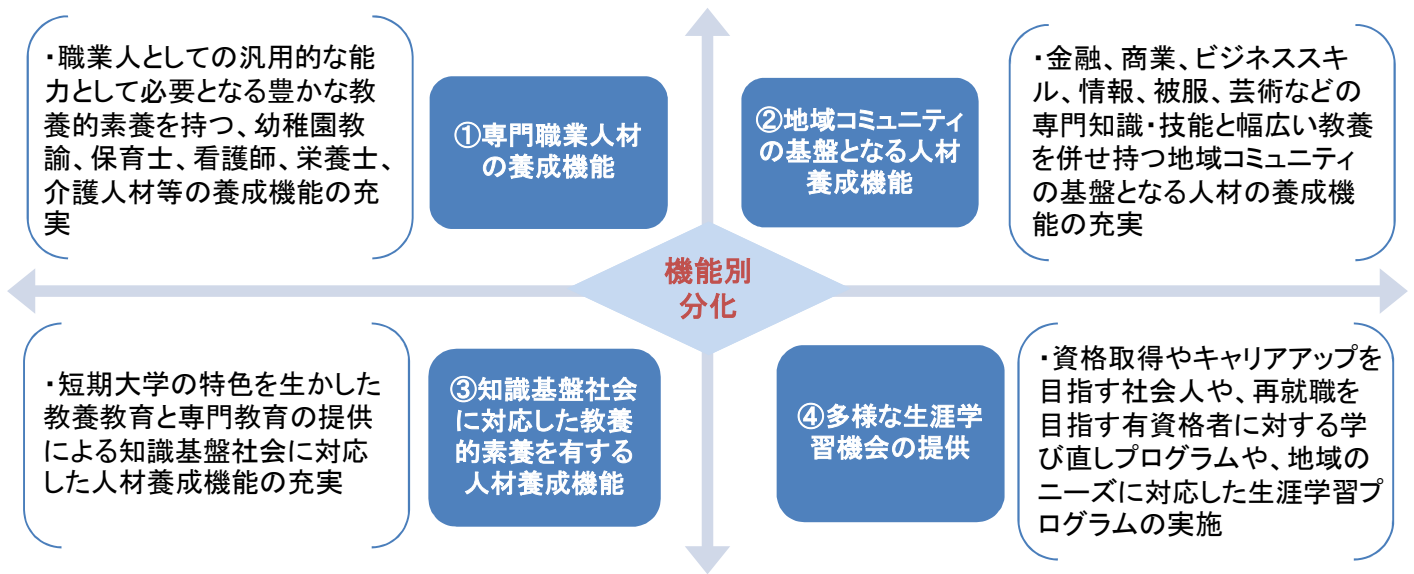
- ・**学位が取得できる短期高等教育機関**
→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること
- ・**教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関**
→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること
- ・**職業能力を育成する高等教育機関**
→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること
- ・**小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関**
→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること
- ・**アクセスしやすい身近な高等教育機関**
→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること
- ・**教育の質が保証された高等教育機関**
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

- 短期大学の特長な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



必要な基盤経費を確保しつつ、**自ら機能を選択し**、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

- ① **産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援**
→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援
- ② **地方創生のリード役となる短期大学の支援**
→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援
- ③ **大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援**
→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

地方の創生
女性の活躍
高等教育の機会均等の確保

大学のガバナンス改革の推進について(概要)

- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ **各大学**は、主体的・自律的にガバナンス体制の**総点検・見直し**を行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ **国**は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改正**と**メリハリある支援**を実施。
- ◇ **社会**は、大学と積極的に関わり、**学長のリーダーシップ**を後押し。

大学

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆学長による学部長等の業績評価

5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査
◆監事の常勤化を推進

4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆設置単位の再点検
◆審議事項の透明化

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

- ☆制度改正を通じた支援(所要の法令改正)
- ☆予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ☆評価、監査、大学団体等との協力

- 教授会の審議事項の明確化
- 高度専門職の創設 等

制度改正

<国立大学法人への支援>

- ☆国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

- 監事機能の強化 等

制度改正

国

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

<副学長の職務について> 第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

<教授会の役割について> 第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

<学長選考の基準・結果等の公表について> 第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

<経営協議会> 第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

<教育研究評議会> 第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

<その他> 附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

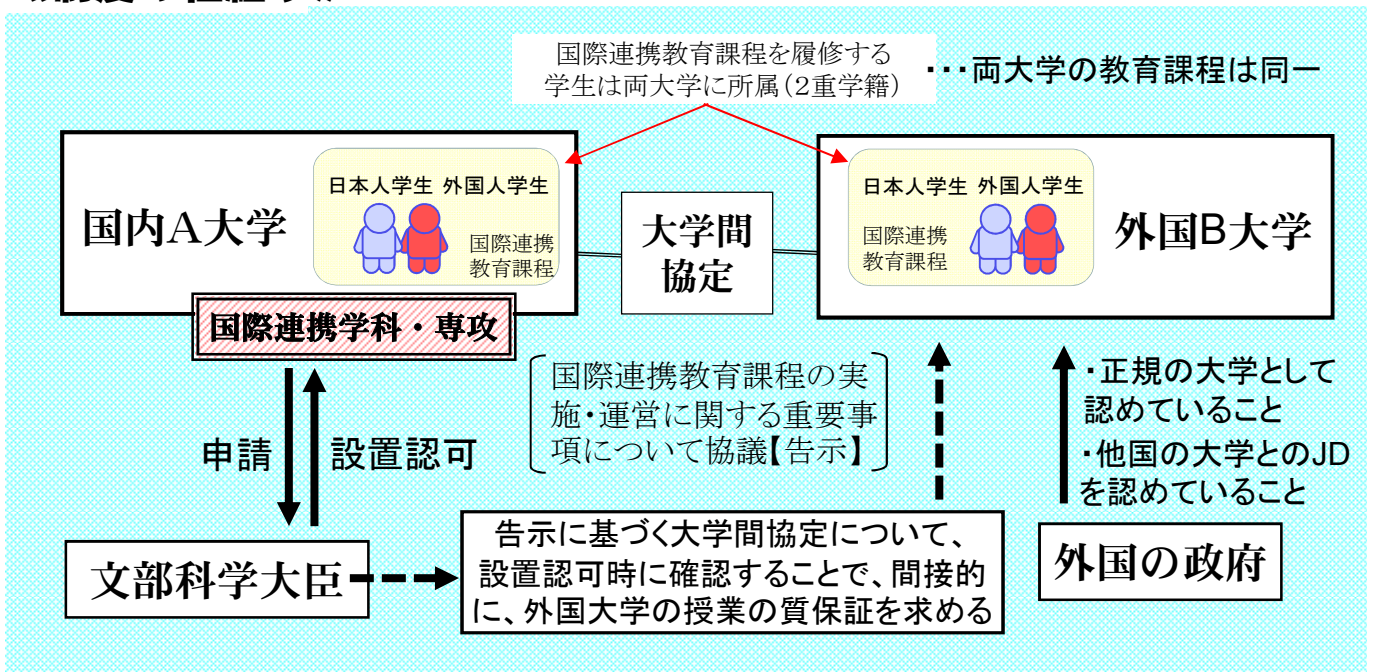
国際連携教育課程（JD）制度について

《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。（*我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同実施科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～のポイント

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

(1) 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新

(目指す未来の姿)

- 将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これからの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身につけ、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持てるようにすること。

我が国は今後、こうした目標を達成するよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

- 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い¹。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

¹ アメリカの研究者による予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

(克服すべき課題)

○ 「高大接続」実現の方策は、上に述べた未来の姿を実現するための一環とみなされるべきものである。しかしながら、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていない。

○ また、特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、「世界にトビタテ！」の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられがちである。

こうした状況では、それぞれの夢を育み、その中で自らを鍛えるとともに、秘められた才能などを伸ばすことはできず、未来のエジソンやアインシュタインとなる道や、世界を舞台に活躍する潜在力、地方創生の鍵となる問題の発見や解決を生み出す可能性の芽なども摘まれてしまう。

(高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

○ この状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによって克服し、少年少女一人ひとりが、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会生活を通じて花開かせるようにする。

○ そのため、以下の改革に一体的に取り組む。

◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る。

また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。

◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する(ナンバリング等)とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。

◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する新テスト「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入し、各大学の活用を推進する。

- ◆ 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる*ものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正する。

※選抜性の高低に則し改革すべき点については、別添「大学入学者選抜改革の全体像(イメージ)」の通り。

- さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則って改革を進めることができるよう、大学にとって改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行う。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

- グローバル化の進展の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語である英語の能力の向上と、我が国の伝統文化に関する深い理解、異文化への理解や躊躇せず交流する態度などが必要である。
- なかでも、真に使える英語を身に付けるため、単に受け身で「読む」「聞く」ができるというだけではなく、積極的に英語の技能を活用し、主体的に考え表現することができるよう、「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要である。
「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用を行う。また、高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じ達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂する。

(3) 学習指導要領の改訂も含めた高等学校教育改革の実現

- 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。
- 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。

- ◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実
- ◆国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること
- ◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること
- ◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し
- ◆特別支援教育の充実のための見直し

(4) 「公平性」をめぐる社会の意識改革

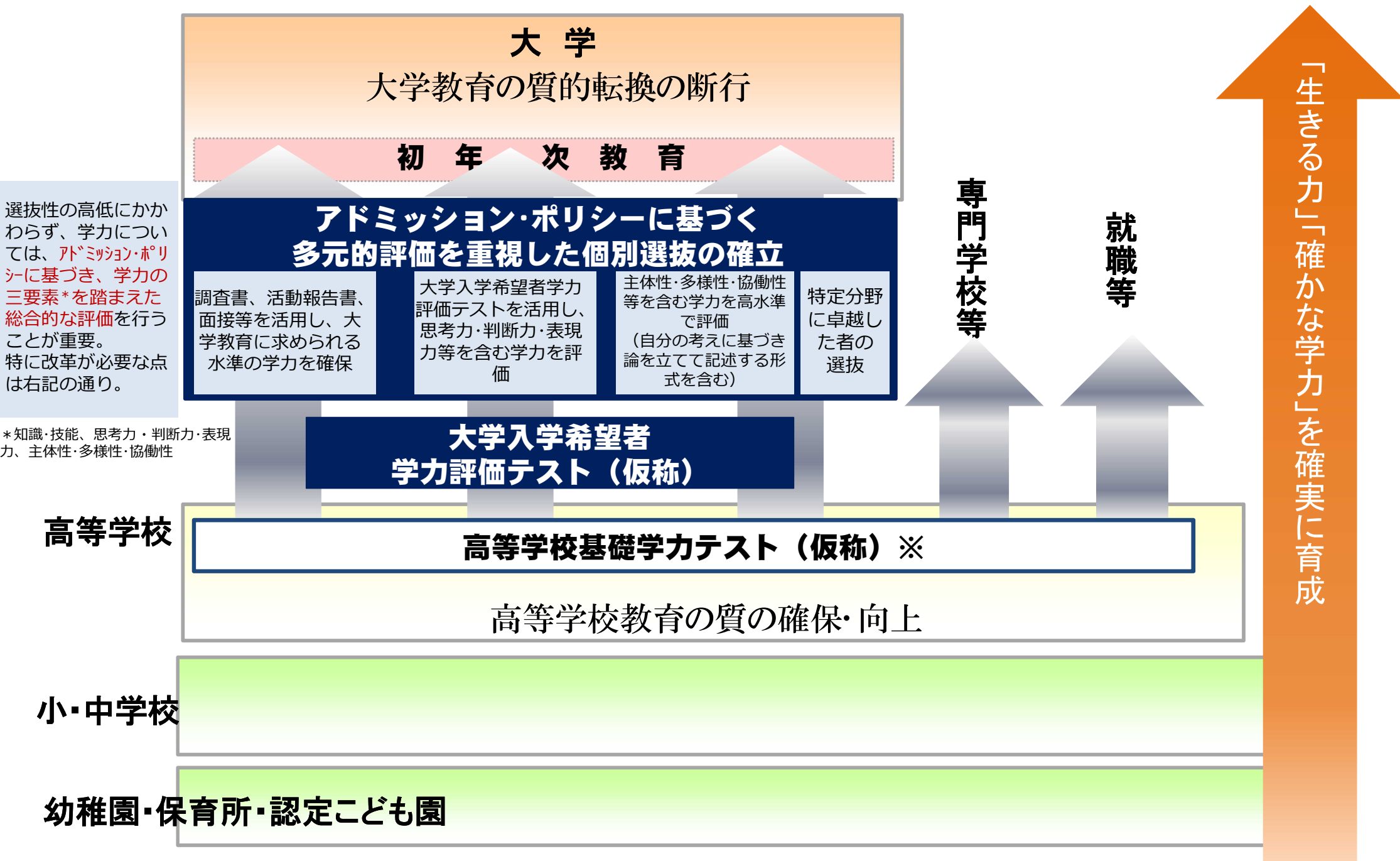
- 現在の大学入試、特に一斉にかつ画一的に実施される試験で、あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問い、その結果の点数のみによる選抜を「公平」であると捉える既存の意識を改革し、それぞれの若者が、自分の夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、それぞれの学びを支援する観点から、一人ひとりが積み上げてきた多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜することが必要であるという意識を醸成するため、社会的な議論を深めることが必要である。

(5) 改革実現のための「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定

- 国は、本答申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を「高大接続改革実行プラン(仮称)」としてまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進する。
プランにおいては、アドミッション・オフィスの強化、アドミッション・ポリシーの明確化を含む、各大学における個別選抜の改革と教育の質的転換を実現するための実効的な政策手段や、新テストの制度設計と実施主体の在り方、高等学校学習指導要領の在り方を含めた高等学校教育改革、評価方法の改革等について、中央教育審議会において進行している議論の状況も踏まえつつ、可能な具体策と、今後の検討スケジュールを示す。
- 新しい時代に求められる教育の在り方を踏まえ、更なる検討が必要な点については、プランに示されたスケジュールに基づき検討を進め、成果を得たものから順次公表するものとする。

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。



学力評価のための新たなテスト（仮称）

<p>総 称</p>	<p>学力評価のための新たなテスト（仮称）</p>	
<p>実施主体</p>	<p>大学入試センターを、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施・方法開発や評価に関する方法開発などの支援を一体的に行う組織に抜本的に改組。</p>	
<p>個別名称</p>	<p>高等学校基礎学力テスト（仮称）</p>	<p>大学入学希望者学力評価テスト（仮称）</p>
<p>目的・活用方策</p>	<p>○生徒が、自らの高等学校教育における学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る。 <上記以外の活用方策> ○結果を高等学校での指導改善にも生かす。 ○進学時や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とする。 ※進学時の活用は、調査書にその結果を記入するなど、高等学校段階の学習成果把握のための参考資料の一部として使用。</p>	<p>○大学入学希望者が、<u>これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握する。</u> 「確かな学力」のうち「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力）」を中心に評価。</p>
<p>対象者</p>	<p>○希望参加型 ※ <u>できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を検討。</u></p>	<p>○大学入学希望者 ※ 大学で学ぶ力を確認したい者は、社会人等を含め、誰でも受験可能。</p>
<p>内 容</p>	<p>○実施当初は「国語総合」「数学Ⅰ」「世界史」「現代社会」「物理基礎」「コミュニケーション英語Ⅰ」等の高校の必修科目を想定（選択受検も可能）。 ○高等学校で育成すべき「確かな学力」を踏まえ、「思考力・判断力・表現力」を評価する問題を含めるが、学力の基礎となる知識・技能の質と量を確保する観点から、特に「知識・技能」の確実な習得を重視。 ※高難度から低難度まで広範囲の難易度。 ○各学校・生徒に対し、成績を段階で表示 ※ 各自の正答率等も併せて表示</p>	<p>○「教科型」に加えて、教科・科目の枠を超えた思考力・判断力・表現力を評価するため、「合教科・科目型」「総合型」の問題を組み合わせ出題。 ※ 将来は「合教科・科目型」「総合型」のみによる「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」の総合的な評価を目指す。 ※ 広範囲の難易度。特に、選抜性の高い大学が入学希望者の評価の一部として十分活用できる水準の高難易度の出題を含む。 ○大学及び大学入学希望者に対し、段階別表示による成績提供</p>
<p>解答方式</p>	<p>○多肢選択方式が原則、記述式導入を目指す。</p>	<p>○多肢選択方式だけでなく、記述式を導入。</p>
<p>検討体制</p>	<p>○C B Tの導入や両テストの難易度・範囲の在り方、問題の蓄積方法、作問の方法、記述式問題の導入方法、成績表示の具体的な在り方等について一体的に検討。</p>	
<p>実施方法</p>	<p>○在学中に複数回（例えば年間2回程度）、高校2・3年での受験を可能とする。 ○実施時期は、夏～秋を基本として、学校現場の意見を聴取しながら検討。 ○C B T方式での実施を前提に開発を行う。 ○英語等については、民間の資格・検定試験も積極的に活用。</p>	<p>○年複数回実施。 ○実施回数や実施時期は、入学希望者が自ら考え自ら挑戦することを第一義とした上で、高校教育への影響を考慮しつつ、高校・大学関係者を含めて協議。 ○C B T方式での実施を前提に開発を行う。 ○特に英語は、四技能を総合的に評価できる問題の出題や民間の資格・検定試験を活用。 ※ 他の教科・科目や「合教科・科目型」「総合型」についても、民間の資格・検定試験の開発・活用も見据えて検討。</p>
<p>作問のイメージ</p>	<p>全国学力・学習状況調査のA問題(主として知識に関する問題)及びB問題(主として活用に関する問題)の高校教育レベルの問題を想定。</p>	<p>知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するための力を評価する、PISA型の問題を想定。</p>

高大接続改革実行プラン（概要）

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

プランの趣旨

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

○個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】

- ・ アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける
- ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記

○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】

- ・ 適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・ 事例集やガイドラインの作成・提供

○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめ】

○「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施

- ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
- ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
- ※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱」(新テストの具体的内容)を策定・公表

○新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】

- ・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門的人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

○課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
- ・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会ですべての方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行う

○大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正(SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実)を実施

○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 認証評価制度について、学修成果や内部質保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価を推進

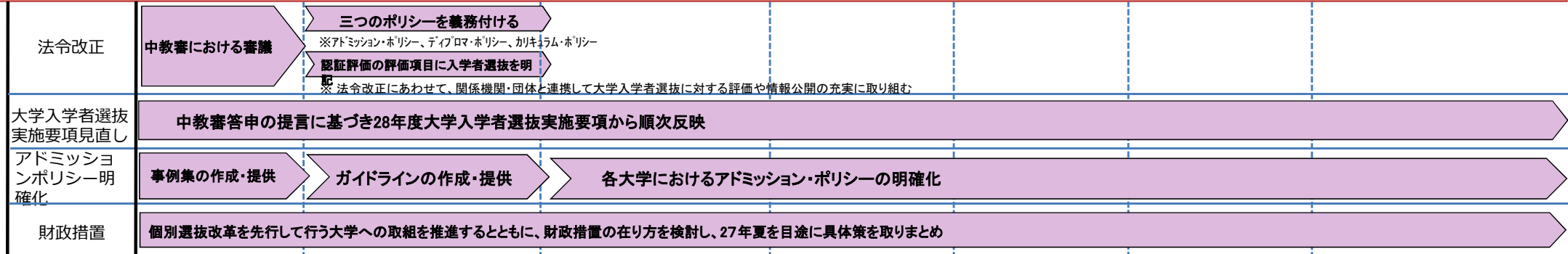
○大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

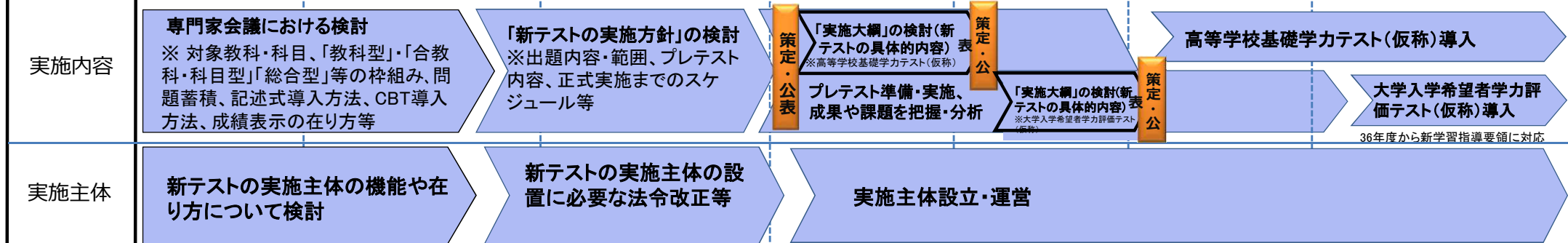
高大接続改革に向けた工程表

26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度～

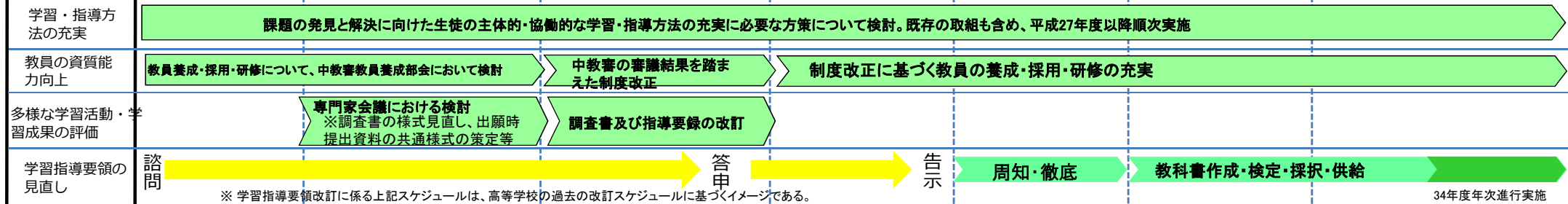
各大学の個別選抜改革



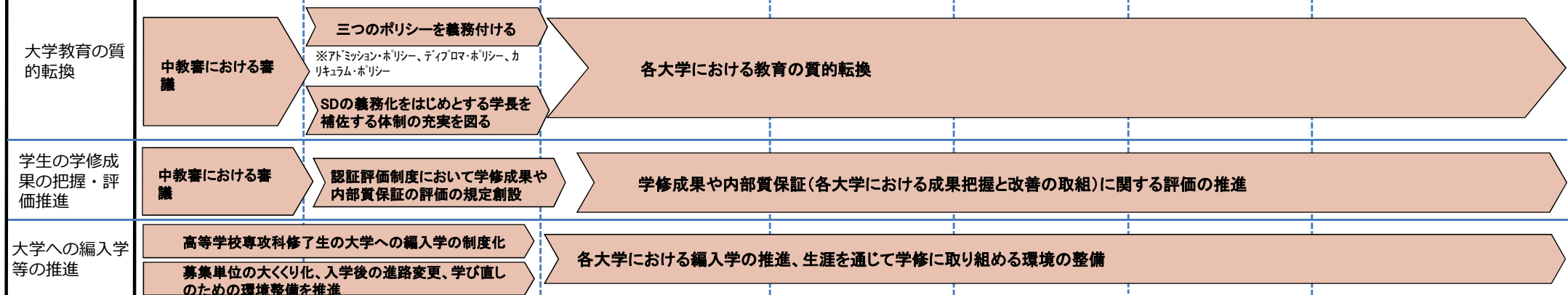
大学入学希望者学力評価テスト(仮称) 高等学校基礎学力テスト(仮称)



高等学校教育の改革



大学教育の改革



子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）【骨子】

教育再生実行会議 第五次提言

【平成26年7月29日 諮問事項】

(1) 小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

- ① 小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策（教員免許制度の在り方を含む）

(2) 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

- ② 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業
- ③ 大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和
- ④ 大学編入学資格の弾力化（高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学）

【答申】

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする下記改正を行い、他の教育改革とあいまって、子供たちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子供の能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

- ① 小中一貫教育学校（仮称）
小中一貫型小学校・中学校（仮称）
の制度を創設

（小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施）

免許は小・中併有が原則

（当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討）

- ② 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定。

- ③ 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。

- ④ 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

（職業能力開発大学校等からの編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ必要に応じ見直し）

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」 (審議のまとめ) の概要

経緯 教育再生実行会議の第五次提言（H26.7）を受け、平成26年10月から「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（座長：黒田壽二 金沢工業大学学長・総長）を開催。平成27年3月、「審議のまとめ」を公表。

1. 高等教育の多様化の必要性

社会経済の変化に伴う人材需要に即応した、質の高い職業人養成の量的拡大が必要

- 産業構造・労働力市場等が変化する中、実践的知識・技術を学び続けることが不可欠。
- 企業における教育訓練の機会が減少。
- 質の高い専門職業人養成の量的拡大には、既存学校種の取組だけでは限界。（下記参照）

高等教育体系の多様化の必要性

- 世界の主要各国では、実践的又は特定の職業的な専門教育課程も大学体系に位置付け。
- 専門高校生の大学進学は平均2割程度で、そのニーズに合った進学機会を拡大が必要。
- 我が国の大学・短大進学率はかつて10%台だったのが56.7%に達し、卒業時には約7割の学生が就職。
- 大学・短大の段階での多様な若者の幅広いニーズに応えるため、我が国の高等教育の多様化が必要。

社会人の学び直し・地方創生（地域産業を担う専門職業人養成）への対応

- 社会人がより高度な知識や技術の習得を目指す、学び直しの機会を拡大する必要。
- 地方創生のため、地域産業を担う専門職業人を育成する高等教育機関が必要。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設し、高等教育を多様化

【現行制度のみによる将来に向けた対応の限界】

大学 制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命をも担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。

短期大学 地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複線化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。

高等専門学校 中学校卒業時から学生を受け入れて後期中等教育から高等教育まで一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得ているものであるため、高等学校等の卒業者を大量に受け入れることが制度上想定しにくい。

専門学校 制度として職業等に必要能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に応じて多様な職業教育を展開し、実践的な知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなり、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。

2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性

- 高等教育を多様化し、機能別分化・複線化を図るため、質の高い専門職業人を養成する機関として、新たな機関を既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付ける必要。
- 産業界と連携しつつ、どのような職業人にも必要な基本的な知識・能力とともに、実務経験に基づく最新の専門的・実践的な知識や技術を教育する機関とする。
- 教育内容・方法、教員、施設・設備、評価等の基準は、新たな機関の目的に最適な枠組みとして新設。諸外国の専門大学も参考に、国際的認知を得られるものとする。
- 単に現行の大学等の設置基準より低い基準とするのではなく、実践的な職業教育の質を確保する仕組みを備えた高等教育機関とするとの考え方で制度設計を行う。

【大学体系の中に位置付けるべきか、大学とは異なる新たな学校種とすべきか】

- 18歳人口の過半数が大学に進学する中、産業の高度化に対応した人材養成の高度化と、学修成果の国際的・国内的な通用性の確保が重要であることから、新たな高等教育機関を大学体系に位置付け、学位授与機関とすることが有益。
- 高等教育の多様化を図るには、大学・短大・質の高い教育を行う専門学校が自らの判断で円滑に移行しうる仕組みとし、選択肢を増やす必要。（既存学校種の学部等の一部を移行し、併設も可能）

大学体系の中に位置付ける方向を基本として、中教審で更に検討

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(1) 目的

- 主たる目的として「質の高い専門職業人養成のための教育」を位置付け。
- 「研究」を主たる目的と位置付けずに、例えば、教育内容を学術の進展や技術革新に即応させるために行うもの等と位置付けることが妥当か等について今後検討。

(2) 教育内容・方法

- 専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成。
- どのような職業人にも必要とされる知識や思考法等、変化の激しい実社会を主体的に生きていくために必要な活用力・応用力の基盤形成が重要。 コミュニケーションスキル・ICTスキル等の基本的な能力や、インターンシップ等を通じた協調性・責任感等の育成にも配慮。
- 教育課程編成に産業界の一定の参画が得られる仕組みとする方向で検討。
- 実習、実技、演習、実験等を重視。PBLやインターンシップ等を積極的に取り入れ。
- 卒業要件は、修業年限4年の場合は124単位、2年は62単位等、大学・短期大学と同水準。

(3) 入学者受入れ、編入学

- 社会人と高等学校等の新卒者のいずれもが入学。 その際、専門学科卒業者の知識・能力等の深化・発展や、普通科卒業生の専攻分野の学修への円滑な導入に配慮。
- 大学への編入学や大学からの転学者の受入れなど、進路変更の柔軟化に配慮。

(4) 修業年限

- 修業年限は2～4年。
- 社会人の学び直しに対応するため、学位プログラムのモジュール化による短期履修を可能とする工夫や、その積み上げにより学位授与を可能とすることも検討。
- 4年制の場合、前期課程(2～3年)と後期課程(1～2年)の二段階編成も検討。 この場合、前期課程修了者は学位(短期大学士相当)を取得した上で、就職のほか、後期課程への進級や大学への編入学等を選択可能に。後期課程への入学者は、就職しながら進級する者や、数年間の実務経験を経てから学び直す者等を想定。

(5) 学位

- 「学士」「短期大学士」相当の学位を授与。
- 「学士」「短期大学士」に相当する職業学位という概念が適切かについて今後検討。

(6) 教員

① 必要教員数

- 新たな高等教育機関では、研究活動に大きなエフォートは求められないが、教育活動として重視する実習・実技・演習・実験等の実施には大きなエフォートが求められる。 この点や、現在の大学・短期大学の教員数に関する基準を踏まえてさらに検討。
- 人材需要が高度に専門的であるため、新たな高等教育機関では少ない収容定員に対する基準を設定し、少人数の教員・学生による学科を設置しやすくすることも検討。

② 教員の資格要件

- 教員の資格は、教育上の指導能力の有無に最重点を置く。
- 卓越した実績を伴う実務家教員を一定割合で配置(分野ごとの特性に配慮)。 企業等と兼任する教員も、一定条件の下、必要教員数に算入できる仕組みに。
- 実務に関する能力を保証できる仕組みを検討。 FDによる指導力向上も求める。
- 専門分野の研究を通じて論理的思考等の訓練を積んだ教員も一定程度確保。

(7) 施設・設備等

- 実践的な職業教育を行う上で必要な施設・設備を備えることが不可欠。ただし、職業分野の特性や、実社会の変化に柔軟に対応する必要があることに留意が必要。学生の安定的利用が確保されている場合は必ずしも自己所有を求めないことや、支障のない範囲内で、併設する学校と一定の共用を認めることも考えられる。
- 分野に応じた図書等の資料を活用できるようにしたり、自発的学習できる学習環境の整備が必要（ICTの活用も検討）。運動場や体育館を必置とするかについて要検討。
- 校地・校舎面積は、質の高い専門職業人養成に必要な施設・設備を備えられる適切な基準とする。産業界と連携した実習等や、社会人の通学の利便性の向上、企業等と兼任する実務家教員の確保など特に校地面積の確保が困難な場所への立地の必要性も踏まえて今後検討。

(8) 質の保証システム

① 設置認可

- 大学設置基準等とは別に、実践的な職業教育を行うのに相応しい設置基準を設定。
- 設置者は国、地方公共団体及び学校法人。設置認可は文部科学大臣が行う。

② 情報公開

- 教育情報や財務情報を公開（「大学ポートレート」への参画等）。
- 卒業生の社会における評価等（例：学生の資格・検定試験等の合格率、卒業者に対する就職先企業からの評価、学生の授業評価の結果等）も情報公開、自己点検・評価や第三者評価の指標としても活用。

③ 自己点検・評価、第三者評価

- 新たな高等教育機関が主体性をもって自己点検・評価を行う。また、第三者評価として認証評価を実施。その際、機関別評価に加え、各分野の専門性に応じた分野別評価を実施。

④ 公的助成

- 設置基準に相応しい助成水準の検討、追加的財政需要に見合った財源確保が必要。
- 成果に応じた配分による質の保証へのインセンティブを設けることも検討。

⑤ その他

- 設置認可や評価においては、産業界の協力を得て教育の質を確保（資格との関係に留意）。
- 経営悪化や産業界のニーズの変化等により教育の質の保証ができなくなった場合の対応として、円滑な教育の改善・刷新の仕組みや学生保護方策等について検討。

4. その他の検討課題

(1) 名称

- 「専門職業大学」や「専門職大学」が考えられるが、適切な名称を今後検討。

(2) 分野

- 制度として職業分野の限定は行わない。設置基準における分野の種類は更に検討。

(3) 卒業者の実社会での活躍に向けた産業界との連携・協力

- 卒業者の出口確保や、実社会での活躍のためには、産業界の連携・協力が不可欠。また、産業界にとっても人材確保に有用な仕組みとなることが望まれる。
- 職業分野別団体等の支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでの検討も進める。
- 企業等が、専門職業人に相応しい採用方法や採用後の人材活用に見直すことも重要。
- 4年課程の修了者が就職時に大卒と同等に処遇されること等により、新しい高等教育機関の位置づけが社会的にも既存の大学等と比肩するものとなるような配慮を期待。